

公益社団法人南知多町シルバー人材センター定款の一部変更新旧対照表

新 (変更後)	旧 (変更前)
<p>公益社団法人南知多町シルバー人材センター定款</p> <p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(会員の資格喪失)</p> <p>第8条 会員が、次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。</p> <p>(1) 退会したとき。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(2) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は賛助会員である団体が解散したとき。</u></p> <p><u>(3) 1年間以上会費又は賛助会費を滞納したとき。</u></p> <p><u>(4) 南知多町暴力団排除条例(平成23年7月5日条例第10号)第2第1号から第2号に該当する者であるとき。</u></p> <p><u>(5) 除名されたとき。</u></p> <p><u>(6) 全ての正会員等の同意があったとき。</u></p> <p>第9条～第52条 (略)</p> <p><u>附 則 (令和3年6月14日定時総会第1号議案)</u> <u>この定款は、令和3年6月14日から施行する。</u></p>	<p>公益社団法人南知多町シルバー人材センター定款</p> <p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(会員の資格喪失)</p> <p>第8条 会員が、次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。</p> <p>(1) 退会したとき。</p> <p><u>(2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。</u></p> <p><u>(3) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は賛助会員である団体が解散したとき。</u></p> <p><u>(4) 1年間以上会費又は賛助会費を滞納したとき。</u></p> <p><u>(5) 南知多町暴力団排除条例(平成23年7月5日条例第10号)第2第1号から第2号に該当する者であるとき。</u></p> <p><u>(6) 除名されたとき。</u></p> <p><u>(7) 全ての正会員等の同意があったとき。</u></p> <p>第9条～第52条 (略)</p>